

分 別 収 集 計 画

令和4年 6月

佐 世 保 市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 計画の対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第 8 条第 2 項第 1 号）	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第 8 条第 2 項第 2 号）	4
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分（法第 8 条第 2 項第 3 号）	5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第 8 条第 2 項第 4 号）	6
9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）	7
10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）	8

1 計画策定の意義

本計画は、一般廃棄物の資源化促進のため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）第8条に基づく容器包装廃棄物の分別収集に関する方策を示したものである。

私たちは、九十九島をはじめとした豊かな自然の恩恵を受けながら暮らしており、これは佐世保を訪れる人たちにとって大きな魅力にもなっている。この環境を守り、次世代へ引き継ぐことは私たちの義務である。

容器包装廃棄物の「4 R（※）」に取り組むにあたり、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下に連携・協働し、地域の特性に即した循環型社会を形成していくことを目指すため、本計画を策定するものとする。

※「4 R」とは、ごみ削減のための主な取り組み内容を示すもの。

ごみになるものを断る（Refuse:リフューズ）

ごみになるものを減らす（Reduce:リデュース）

ものをそのまま再使用する（Reuse:リユース）

原材料に戻して再生利用する（Recycle:リサイクル）

（参考）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

第五章 分別収集

（市町村分別収集計画）

第八条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。

2 市町村分別収集計画においては、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

二 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

三 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

四 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

五 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

六 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

3 市町村分別収集計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めるとともに、当該市町村が廃棄物処理法第六条第一項の規定により定める一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。

4 市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村分別収集計画の提出を受けたときは、市町村に対し、分別収集の実施に関する助言その他必要な援助をすることができる。

2 各主体の基本的役割

市民、事業者及び行政それぞれの役割分担の下、ごみ排出抑制および資源化に向けた取組を実施する。ごみの発生から循環利用又は処分されるまでの各段階における、各主体の基本的役割は次のとおり。

① 排出前段階

- ・市民及び事業者は、ごみの排出を抑制し、再使用及び再生利用を促進するなどにより、ごみの減量化に努める。
- ・行政は、市民及び事業者に対し、ごみの減量及び適正な処理に関する意識啓発を図るとともに、市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努める。

② 収集・運搬

- ・市民及び事業者は、排出基準に従い、分別して排出する。
- ・事業者は、産業廃棄物と一般廃棄物を明確に分けた上で、再使用及び再生利用が可能な物を分別し、自ら処理施設へ運搬するか、収集運搬許可業者へ委託する。

③ 中間処理

- ・行政は、資源化施設の設備の安定的な稼働を図りつつ、再使用及び再生利用に適した品質の向上に努める。

④ 最終処分

- ・行政は、焼却主灰のセメント原料化処理委託を行い、最終処分場の延命化を図る。

⑤ 資源化

- ・行政は、資源として有用な物については、経済性や効率性、環境への負荷等の多様な要素を総合的に検討した上で、可能な限り分別収集を実施する。
- ・市民、事業者及び行政は、リサイクル製品等を積極的に利用する

3 計画期間

本計画の計画期間は容器包装リサイクル法に基づき、令和5年度から令和9年度までの5か年間とし、3年ごとに見直すこととする。

4 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

●算出式：①容器包装算定対象廃棄物量×②容器包装廃棄物潜在比率

①=家庭系可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の合計

②=環境省発出「市町村分別収集計画策定の手引き（十訂版）内に記載された「ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率」を採用（一部本市の実態に合わせた比率を採用）

排出量見込みは以下の通り。

(単位：t/年)

項目	令和 5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物合計	10,948	10,851	10,755	10,657	10,560

(単位：t/年)

項目	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール	309	306	304	301	298
アルミ	574	569	564	559	554
無色ガラス	795	788	781	773	766
茶色ガラス	1,015	1,006	997	988	979
その他ガラス	706	700	694	688	681
ペットボトル	927	919	911	902	894
白色の食品トレイ	132	131	130	129	128
その他プラスチック	3,576	3,544	3,512	3,481	3,449
紙パック	221	219	217	215	213
段ボール	1,589	1,575	1,561	1,547	1,533
その他紙製容器包装	1,104	1,094	1,084	1,074	1,065

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

1) ごみの排出抑制・資源化に関する方策

行政は、事業所および市民に対し、次の項目に取り組む。

- ① 資源物の分別排出を徹底するため、「ごみ収集カレンダー・分別表」の配布やホームページ等インターネットを使った情報提供を充実させ、また、分別説明会を開催するなど分別排出の啓発に努めるとともに、資源集団回収制度の周知と利用の促進に努める。
- ② 家庭系ごみの2段階有料制度については、市民の意見を取り入れながら、より公平で利用しやすい制度を目指す。また、制度の浸透・定着を図るため、転入者や単身世帯向けの啓発を検討する。
- ③ 事業系ごみの対策として、適正な分別と処理方法の周知や展開検査の実施、多量排出事業者への指導、事業系ごみ減量等に対する表彰の検討等を実施する。
- ④ 環境教育・環境学習の推進として、ごみ減量アドバイザーの派遣、クリーン推進委員をはじめ、学校や地域と連携し、普及・啓発活動に取り組む。
- ⑤ 令和4年4月1日施行「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、現状燃やせるごみとして処理しているプラスチックの取り扱いについて、分別ルールの見直しに向けた情報収集、検討を実施する。
- ⑥ 佐世保市環境政策審議会においてごみの減量及び処理に関する基本的事項を審議し、進捗管理を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装廃棄物の種類と収集に係る分別の区分は、次のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん類						
主として ガラス製の容器 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	{	無色のガラス製容器	{	茶色のガラス製容器	{	その他のガラス製容器	びん類
{	無色のガラス製容器						
{	茶色のガラス製容器						
{	その他のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものおよび、酒類が充てんされていたものを除く）	飲料用紙パック						
主として段ボール製の容器	ダンボール						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル						

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び

第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(t/年)

項目 \ 年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	23		22		22		22		22	
主としてアルミ製の容器	55		55		54		54		53	
無色のガラス製容器	(合計) 219		(合計) 217		(合計) 215		(合計) 213		(合計) 212	
	(引渡) 219	(独自処理) 0	(引渡) 217	(独自処理) 0	(引渡) 215	(独自処理) 0	(引渡) 213	(独自処理) 0	(引渡) 212	(独自処理) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 393		(合計) 390		(合計) 386		(合計) 383		(合計) 379	
	(引渡) 393	(独自処理) 0	(引渡) 390	(独自処理) 0	(引渡) 386	(独自処理) 0	(引渡) 383	(独自処理) 0	(引渡) 379	(独自処理) 0
その他のガラス製容器	(合計) 304		(合計) 301		(合計) 299		(合計) 296		(合計) 293	
	(引渡) 304	(独自処理) 0	(引渡) 301	(独自処理) 0	(引渡) 299	(独自処理) 0	(引渡) 296	(独自処理) 0	(引渡) 293	(独自処理) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものおよび酒類が充てんされていたものを除く。)	2		2		2		2		2	
主として段ボール製の容器	267		264		262		259		257	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 537		(合計) 532		(合計) 527		(合計) 523		(合計) 518	
	(引渡) 537	(独自処理) 0	(引渡) 532	(独自処理) 0	(引渡) 527	(独自処理) 0	(引渡) 523	(独自処理) 0	(引渡) 518	(独自処理) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								
(うち白色トレイ)	(合計) 0									
	(引渡) 0	(独自処理) 0								

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

1) 分別の区分

分別区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物の4種とし、さらに資源物をかん類、びん類、ペットボトル、飲料用紙パック、ダンボール、新聞・広告紙、雑誌、OA用紙、古布類、廃蛍光管・水銀体温計、廃乾電池および小型家電に区分して4種15分別とする。

資源物の収集は、現行の収集体制を活用して行うこととし、かん類、びん類及び古紙類は資源集団回収の対象とする。

分別収集する種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	処理・選別・保管等段階	
燃やせるごみ		—	市による定期収集	市焼却施設で処理	
燃やせないごみ		—		市不燃・粗大ごみ処理施設で処理	
粗大ごみ		—	市による戸別有料収集	市又は民間で処理	
資源物	容器包装廃棄物	スチール	かん類	市による定期収集	市資源化施設で選別・圧縮処理・保管後、民間業者により処理
		アルミ			
		無色ガラス	びん類		市資源化施設で保管後、民間業者により無色・茶色・その他の色へ選別し指定法人へ引き渡し
		茶色ガラス			
		その他ガラス			
		ペットボトル	ペットボトル		市資源化施設で圧縮処理・梱包・保管後、指定法人へ引き渡し
		飲料用紙パック	飲料用紙パック		市資源化施設で保管後、民間業者により処理
		ダンボール	ダンボール		
	容器包装以外の資源物		新聞・広告紙		
			小型家電		
			雑誌		
			OA用紙		
			古布類		
			廃蛍光管・水銀体温計		
			廃乾電池		

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物の選別・圧縮・保管は、びん類を市内の民間リサイクル工場で行い、その他のものは市の資源化施設で行う。

ストックヤード等の整備は、処理施設全体の総合的な整備の中で検討していく。

現有の処理施設の概要は、次のとおり。

- 缶類選別圧縮施設
 - ・処理能力 1t/5h
- ペットボトル圧縮梱包施設
 - ・処理能力 2t/5h
- ストックヤード
 - ・処理能力 414 m²